

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成29年6月6日(火) 10時00分～11時40分
■場 所	市役所本庁舎 2階 第1委員会室
■出席委員	風間委員、伊藤委員、岩谷委員、遠藤委員、大熊委員、小林委員、西條委員 牧委員、山口委員、山崎委員、山田委員
■欠席委員	丸尾委員、菊池委員、松木委員、松八重委員
■事務局	佐藤環境部長、菅原環境企画課長、相田環境対策課長、樋口環境共生課長
■審議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(仮称) 仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について (諮問第54号)</li> <li>・仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価準備書について (諮問第55号)</li> </ul>
■報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台市茂庭土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書（第3回） (案)について</li> </ul>
■事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者1 (仮称) 仙台高松発電所建設計画 事業者</li> <li>・事業者2 仙台貨物ターミナル駅移転計画 事業者</li> <li>・事業者3 仙台市茂庭土地区画整理事業 事業者</li> </ul>
事務局	<p>【次第1 開会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査会成立報告</li> </ul>
事務局	<p>【次第2 資料確認等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料確認</li> <li>・「仙台市環境影響評価条例施行規則」を5月1日に改正、即日施行し、石炭火力発電所に係る環境影響評価の規模要件を撤廃したことを報告</li> </ul>
風間会長	<p>【次第3 審議】</p> <p>〈公開・非公開の確認〉</p> <p>原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息・生育場所等に関する事項があれば非公開とする</p> <p style="text-align: right;">→ (各委員了承)</p> <p>議事録署名 遠藤委員に依頼</p> <p style="text-align: right;">→ (遠藤委員了承)</p>
(審議1)	
風間会長	それでは審議に入る。
	審議事項1の(仮称)仙台高松発電所建設計画に係る環境影響評価方法書について、事務局から説明をお願いする。
事務局	方法書に対する意見書の提出期間は3月14日から4月27日までとなつ

事業者1  
風間会長  
大熊委員

ており、386件の意見書の提出があったと事業者から報告があった。

前回審査会以降の指摘事項と対応方針並びに意見の概要及び事業者の見解については、事業者から説明をお願いする。

(資料1、当日配付資料について説明)

ただいまの説明に対して委員の皆様にご質問、ご意見などお願いする。  
大きく2点申し上げたい。

1点目は、資料1の1ページ目、将来的なリスクを勘案して長期的な企業の戦略として慎重に検討すべきと指摘した点について、いろいろご検討いただき感謝申し上げる。その上で、今のご説明の中で、バイオマス混焼によって他の火力発電所への優位性を確保するというお話があり、それはそれで意義のあることと思うが、バイオマスを混焼することによって効率が高くなつたとしても、そもそも2050年という長期目標を考えると、火力、特に石炭というものが使えなくなつてくる可能性が大きい。2050年に急に使えなくなるのではなくて、それをを目指す過程のどこかの時点でだんだん使えなくなっていくということを十分念頭に置いていただく必要がある。

また、今後これを達成するための枠組みや制度に関する議論を注視するあるが、国の制度などだけでは不十分であり、前回申し上げたように、世界の動き、特にきちんとした枠組みだけではなく、経済的な動きも含めて考慮していただか必要がある。この点をしっかりとご検討いただきたいことを再度意見する。

前回の審査会でも紹介した、千葉県の大規模な石炭火力発電所に対する環境大臣意見でも、2030年以降に向けた対応の道筋が描けない場合には、事業実施の再検討も含めて検討すべきである、と述べられた。別の事業に対する意見ではあるが、同趣旨のことを改めてお話ししたい。

2点目は、資料1の2ページ目、電気事業における低炭素社会実行計画の目標である0.37キログラムCO<sub>2</sub>/キロワットアワーとの整合性についてである。これについてもご検討いただき、まず評価をさせていただきたいと思うが、内容については不十分と残念ながら申し上げざるを得ない。

2030年度の目標が0.37ということだが、私の手元にある資料では、2015年時点での電力全体の原単位は0.53である。この0.53をいかに0.37に持っていくかということで、国、業界を挙げて取り組んでいく中、本事業は0.60であり、現状の0.53よりも高いこととなる。しかもバイオマスの力を借りても0.60ということなので、これは0.37という目標達成に向けてどうしていくのかということがやはり問われる。先ほどのご説明だと、省エネ法と供給構造高度化法の2つの法律に従うという

ことを中心に説明されているが、前回も少し申し上げたとおり、この2つの法律はこの目標達成を確実なものにするものではなく、その取り組みを支える仕組みである。この法律上の基準が達成されたら必ず0.37が達成されるというものではないと理解している。その理由はいろいろあり、長くなるので説明は極力省きたいと思うが、対象の企業のカバー範囲の問題もあるし、また、バイオマス施設については、発電サイドでは石炭の性能向上に計算してもいいが、供給サイドでは再エネとしてカウントするというある種の二重カウントになっているような問題もあり、バイオマス混焼がどんどん増えていくとつじつまが合わなくなるという問題を内包していると理解している。そういったさまざまなお題があり、いずれにしてもこの法律を守っていればいいということではなく、その上で企業として0.37の目標達成に向けて、これは業界団体としての、あるいは電気事業低炭素社会協議会としての達成に向けてどう取り組むのかということが問われることだと考える。

その中で、資料1の2ページで、リプレースについて触れていただいているが、これも一般論として書いてあり、どのように四国電力として、あるいは住友商事としてこのリプレースを進めるのかということは書いていない。そのため、くどいようだが、意見として申し述べたいのは、重点項目で評価することは、非常に良いことだが、その評価において、この0.37という目標をどう達成していくのかというのを、法律に従うことはもとより、それを踏まえた上でどのような取り組みをしていくのかということを評価していただく必要がある。例えば、企業単体で、あるいはほかの企業と連携して、性能の悪いものをリプレースしたり、非化石燃料の電力を増やしたり、あるいはこの事業そのものもバイオマスまで使うのだから、さらに性能を上げるなどが考えられる。また、小規模発電なので、コーチェネレーションを何とか導入するといったようなことも考えられる。それらによって0.37の目標達成にどのようにつなげていくのかをこの評価においてぜひご検討いただきたい。

事業者1

石炭火力の長期的なリスクについては、私ども事業者も十分念頭に置きながら、この事業判断を今から進めていく上で、どのぐらいまで事業が本当に継続できるのか、いろいろ情報収集をしながら判断をしていくことになると思っている。その上で、先ほど大熊委員からご指摘のあった、当面の情報だけでなく、先々の、日本だけでなく世界の動向も見据えながら、どういった形が望ましいのか考えていきたい。

0.37の目標については、ご指摘があったように、この発電所単体で達成するというのはもとより難しいと思っている。私ども電気事業者としては、

自分たちの発電する電源について、うまくポートフォリオを組むことによって全体として目標を達成できるように担保してまいりたい。

それから、この発電所単体の努力ということで申し上げると、方法書の中にも書いていた小規模の中でも最も発電効率のいい設備を採用するとか、今のところバイオマス30%混焼ということで計画をしているが、さまざまな技術課題を今後詰めて、もう少しバイオマスの混焼率を上げられないかなど、少しでも排出原単位の数字を下げていくことを継続して検討を進めたい。

大熊委員

前向きに頑張っていただいているとは思うが、今、後者のほうでポートフォリオを組んでということがあったが、それについてもこの協議会の実施計画で、どのような仕組みで、個別企業あるいはほかの企業との連携を含めて達成していくのか、という枠組みが必ずしも解決できていないという話がある。一般論でポートフォリオを組むということだけではなくて、この事業をここでやることに伴って具体的にどこをどうするのか、あるいはそれが言えないのであれば、どういう仕組みで全体としてポートフォリオで担保されることを確実にしていくのか、そういうことをしっかりとご検討いただきたい。ごく小さな参加企業であればともかく、四電力、住友商事という、この協議会の枠組み自体をつくっていく立場にある企業だと思うので、そういうことを含めて、この事業に関連してぜひご検討いただきたい。

それから、単体での努力についても、バイオマスを使って石炭を含めた部分の数字を下げるということだが、それでも最高水準とはなかなか言えないだろうと思う。本来はもうちょっと大規模でも非常に効率の高いものを入れて、バイオマスはバイオマスで別途カーボンフリーの電源を造って、それを組み合わせることでまさにポートフォリオとして0.37の下を目指していくという姿のほうが野心的なわけである。そうでなければだめだと直ちに申し上げるつもりはないが、そういうことも含めて、例えばコーチェネレーションとか、小規模な事業のメリットを生かすとしたら何なのかを、もし事業を実施する場合にはだが、ぜひご検討いただく必要があると考える。

風間会長

山田委員

なるべく皆さんから多くの意見を伺いたいと思うが、ほかに何かあるか。

国内の未利用資源としてのバイオマスの利用について、確認したい。今回の事業ではコストの問題や量的な確保を踏まえて輸入のバイオマスに頼っているわけだが、一部、国内のバイオマスの利用について検討するとあるが、バイオマスの利用というのはそもそも、現在、日本で発生する廃棄物の約半分がバイオマスで、その全てが燃料資源として使えるわけではないにしても、国内の循環利用を進めるという課題解決に向けて、まだ十分バイオマス利用が図られていない現状があるわけである。そんな中で安く大量に仕入れるこ

とができるからといって、輸入のものを中心としたバイオマス発電でいいのかということがやはり市民感情からすると正直納得できないところがあると思う。

今回、安定供給されるということで、長期契約を先方と結ばれる予定と回答されているが、国内のバイオマスについてどのような調達を今後図られるのか。当然それが図られるとなれば、二酸化炭素の排出量等、いわゆる国内輸送に関しての、あるいは輸送に伴うトラック等の排気ガス等の算出も準備書等で示していただく必要があるわけだが、その見込みについて、あるいは姿勢についてお伺いしたい。

事業者1 先ほど回答した、バイオマスの比率をできるだけ上げて効率を上げていくというところとも絡むが、現状、30%の混焼率で計画しているが、ここからできるだけ積み上げ分、一部、輸入材が増えるかもしれないが、できるだけ国内材、特にこの東北地方の未利用材というのを活用していきたいと考えている。

具体的な計画というところまでまだ行っていないが、東北地方の木材関係の業界等の方々と、どれくらいの量がどの地域からどういう形で集められるのかという協議を進めているところである。そういう形で、できるだけ東北地域の未利用材を近いところで集めて、森林の再生も含めて対応していきたいと考えている。

山田委員 やはり、そのところをしっかりと早く示すべきである。いわゆるバイオマスを使うから石炭火力を導入してもいいのだという、不要な口実に使われているのではないかといった不信を抱かれないような姿勢を、ぜひ企業として示していただきたい。

風間会長 住民等からの意見に対する事業者の見解でも、地域に貢献するということが書いてあるので、今の山田委員のとおりに、ぜひ明確にしていただけるようお願いする。

山崎委員 大気質の問題について2つほどお聞きしたい。

まず1つは、環境影響評価の項目の選定に関してだが、方法書の4-6ページで、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5だが、これに関して簡略化項目として取り上げている。この項目を評価項目にしたこと自体は、非常に評価できることだと思っている。前回はそのこともあって特に取り上げなかつたが、住民等からの意見等も見ると、やはりPM2.5に関する不安というのがかなりあると感じる。

方法書4-6ページのところで、PM2.5については、その生成メカニズムが十分解明されておらず、環境影響評価に係る具体的な予測・評価手法

事業者 1

は確立していないことから、簡略化項目とするとある。簡略化項目とする理由として、よくわからないのでというのは、方針としてはよくないのではないか。現状でも環境省から例えば「PM 2. 5に関する先行的な環境アセスメントのための方法と課題」といった文書も出ているので、その辺を参考にしていただいて、しっかり PM 2. 5に対する対策を考えていきたい。それに応じて、場合によっては標準項目として繰り上げることも含めてご検討いただければと思う。

もう一つは、資料 1 の 6 ページ、第 1 回審査会後の追加意見に対する対応方針で、排出ガスの常時監視の結果を公表するのは、データ量の問題やシステム対応上の課題があり難しいので、それにかわって、2カ月に 1 回程度の頻度で排出ガス濃度を測定し、それを公表したいとある。この 2 カ月に 1 回程度の測定というのは、うたわれている常時監視とは別にやるということか。

二つ目のご質問だが、大気汚染防止法に基づいて、2 カ月に一度、測定を行うこととなっている。このデータを公表してまいりたいと考えており、常時監視のデータとは別なものである。

山崎委員

常時監視のデータの公表には問題があるということだが、少なくともデータ量に関しては、例えば 1 時間値だとか 1 日値だとか、そのぐらいだと大した量ではないと思われる。いろいろ難しい点もあるかと思うが、できればそういうものも見てもらえるようにしたほうが、住民の方々からの理解は得やすいと思う。ご検討いただきたい。

事業者 1

一つ目のご意見に対しては、ご指摘いただいたとおり、PM 2. 5については環境省で環境影響評価としてどのように捉えていくかという検討を進められている最中だと認識している。そういった国の動きも注視しながら、今後環境アセスメントとして予測・評価の手法が確立した際には、それに基づき、ほかの窒素酸化物とか硫黄酸化物といった項目と同じように予測・評価を実施したいと考えている。現時点ではどうしてもまだ二次生成の部分とか発生の部分のメカニズムというところが確立していないという認識のもとに、このような評価項目の選定をさせていただいた。

山崎委員

おっしゃることはわかるが、よくわからないので簡略化にしたという書き方は、少しひつかかる。最新の知見をできるだけ早く取り入れて、できる範囲のことをやっていただければと思う。

事業者 1

準備書において表現のほうを検討させていただきたい。

小林委員

数点、意見する。

まず、バイオマスの件だが、前向きにバイオマスを入れることについては大変よろしいかと思っている。バイオマスについては、ここでは主に CO<sub>2</sub>

の話として出てきているが、自分もこれについて全く疑問はない。しかしながら、バイオマスにしたときに、CO<sub>2</sub>以外で、例えば窒素酸化物など、石炭の場合とは違った影響が出る可能性はないか。バイオマスを使った場合の違いや評価も組み入れたほうがいい。

それから、都市環境的な立場からご質問差し上げたいが、資料1の4ページにある、半径10キロ範囲の濃度関係における予測の方法については、ブルーム式などの統計的なやり方だと理解しているが、地形的に起伏があったりすると、そういう手法で本当に高濃度が出現する場所が捉えられるか心配である。バックグラウンドとして見るときにはあまり変化がないからいいが、事後にチェックするとき、今の予測とは別のところで高濃度が出ることはないか。地形等を考慮して評価をするべきだと思う。

もう1点、特殊環境下における予測において、八木山の測定局のデータを使い、感度解析をするとある。感度解析ということは、八木山のデータがあって、それに対して現地とかの状況を引き比べる必要がある。だが、現地のデータがよくわからぬので八木山測定局のデータを使うというふうに読みとれ、比べる相手である現地をどのように測るかがわからぬと感度解析にならないと思う。そこをどういうふうに扱われるか明示していただきたい。

事業者1

最初のご意見の、輸入材をすることで地球全体としてはニュートラルだが、地域への対応という点では、できるだけ今後バイオマスの混焼率を上げていく上で、東北地域、特にこの近いところの未利用材を使っていくことで、できる限り対応していきたいと考えている。

2点目の石炭専焼で燃やした場合とバイオマス混焼にした場合とのCO<sub>2</sub>以外での環境影響の差ということだと思うが、これについては、今後検討させていただきたい。データを集めて、準備書段階で説明できるようにしたいと思っている。

次に、地形影響について、起伏があるというご指摘をいただいたが、計画地の周辺は比較的平坦な地域だと認識している。特に地形影響によって高濃度が発生するようなスポットを考えられるかというと、そうではないと考えている。

それから、高層気象のデータで、場所が離れている八木山測定局のデータを使って、感度解析をすることについてのご指摘だが、八木山測定局のデータも参考にするが、計画地で測定している地上気象のデータなども踏まえて、逆転層とか内部境界層が発生したときの状況で、大気安定度とか風速とかを、前後に幾つかの形で振って、着地濃度が最も高くなる条件に対して評価を行うことを考えている。

小林委員

今の感度解析について、専門ではないので勘違いしていたら申し訳ないが、例えば八木山測定局の年間データを使って、どのくらいの頻度で何が起きるかみたいなことを見ようということだと思う。そのため、比べる相手として常にそこで測定されていないと分からない。もしくはそこで何が起こっているかがわかつて、それを代表する点として八木山測定局のデータだとすると、現地をどう測るかが理解されないとわからないと思う。こういうことでこのようにやるということを示して頂ければ、それについては結構かと思う。

先ほどの地形影響だが、例えば仙台だと、地表が寒いような日には雲が低く霧が出ていて、山の上など少し高いところから見ると雲海のようになっていることがよくあり、そういうときは、山の際まで境界線が迫っている。そういう状況もあるので、当該地の近縁が平らだということだけではなくて、少し離れたところまでずっと満たしたような状況になったときに、山の傾斜地に住宅があつたりすると、そこにも影響が出ることはないか。そういう意味も含めて、もう少し広く見たほうがいいと思う。

事業者1

まず、高層気象を使った予測・評価の部分については、ご指摘を踏まえてもう少し丁寧に、どういうプロセスで現況を把握して予測・評価のパラメーターしていくかということを準備書でもってご説明させていただきたいと考えている。

それから、地形影響の件、地域的な状況ということをご指摘いただいたと認識している。特に、特殊気象条件下における予測として、今後準備書の段階で予測・評価を進めていく中で、あわせて検討させていただきたいと考えている。

山田委員

今回のご回答で、動物、植物に関して、蒲生干潟を簡略化項目として選定いただいたことに対して評価する。

しかしながら、その調査の手法を見ると、既存の資料から定性的に予測・評価するような、そういうふうに受け取ったわけだが、自ら現地調査をする予定はないのか。

今のところ現地での調査は予定していない。

山田委員

季節風によっては風下になって、せっかく渡ってきた渡り鳥がそれを忌避して、どこか別のところに行ってしまうということも可能性としては考えられる。既存資料が必ずしも本件の事業の影響によるものかどうかということを評価する上で適切なデータを提供してくれているとは限らないので、特に季節風によって影響が出そうな時期については、そういった動物の調査はやっておく価値があるのではないかと考える。ましてや、今、蒲生干潟はようやく生態系としての回復の兆しが、見え始めたかなという繊細な時期なので、

そういうった時期に動物がその行動を避けるような、そういう排出源であってほしくはないと、こちらは考えている。そのような影響がないかどうかという判断を、できればしっかりとデータでもって検討いただきたい。

事業者1

環境省を初めとして、これまでいろいろと蒲生干潟における調査を進められていて、既存資料といえども比較的充実している情報が得られているのではないかと考えている。

一方、本事業における影響として考えられるものとしては、今ご指摘いただいたとおり、大気質とか、場合によっては水質ということが懸念されるかとは思うが、まず、本事業からの排ガスなどが、蒲生干潟の特定の場所に対してインパクトを及ぼすということはあまり考えられないのではないかと思う。起こり得る可能性として考えられるとすれば、広くあのエリア一帯にという位置づけになろうかと思うので、例えば重要な種が蒲生干潟のどこにあって影響評価を進めていくかという形ではなく、蒲生干潟全体に対してどういうふうに影響を及ぼす可能性があるのかということを評価していくことが、今回の事業における影響評価の手法ではないかと考えている。

同じく、水質に対しても、今回比較的小規模な排水になるが、蒲生干潟一帯に対して影響を及ぼす可能性があるのかないのか、つまり、どこかスポットに対してインパクトを及ぼすというよりは、エリアに対してインパクトを及ぼす可能性に対して影響評価をすることを現状考えている。

山田委員

影響評価の考え方としては、私も当然エリアとしての評価で十分だろうと思う。もちろんスポットで何かしてほしいということではないが、要するに市民サイドからも非常に関心の高い干潟なので、そういうた行動影響をもたらさないようなことが果たして言えるのかどうかという根拠をしっかりと示していただくことが大事なので意見をさせていただいた。

伊藤委員

私がから、水質の件でご質問させていただく。  
資料1の7ページで、海域の排水について調査をすると回答されているので、水質のほうは調査していただけると思う。しかしながら、排水に重金属とかが微量だが含まれていると思われ、それらが堆積することが懸念されることから、私は排水ではなくて海底の泥についても調査をお願いしたいと、前回の審査会で申し上げたつもりである。そのあたりの検討はどのようにお考えか。

事業者1

まず、本事業においては、排水処理施設でもって法遵守により排水対策をしているので、間違いなく法規制値をクリアした形で排出することになる。確かに今回、重金属等が排水に含まれる部分もあるが、それが海底に堆積して底質に影響を及ぼすということは一般的にないと考えている。底質に対する

	<p>る影響評価を行うケースとしては、特に、浚渫など海域工事を行う場合について、評価項目に選定するのが一般的であると思っている。今回は、特にインパクトの強い排水を大量に排出する事業ではないので、底質は評価項目に選定していない。</p>
伊藤委員	<p>住民の方からのご意見によると、やはり環境への不安が非常に大きいようだ。そういう不安を解消するためにも、きちんと調査をして、そして示すということが一番安心を得られるのではないかと思う。一般的には考えられないかもしれないが、やはり排水をしているということと、それから魚類とか底生生物というのは泥も一緒に食べるので、そうすると生態濃縮とか、そういう影響も考えられるので、ぜひ不安をなくすためにもそのような調査をご検討いただきたい。</p>
事業者 1	<p>ご指摘いただいたとおり、確かに説明会などにおいて、住民の皆様から同様のご懸念をいただいているところもある。ほかの項目でも、念のために現地で確認をして、例えば事後調査のときに事前調査した結果と比較をするとか、念には念を入れた対応を検討しているので、それとあわせて今後検討させていただきたい。</p>
牧委員	<p>先ほど、既存資料だけで生物を調査することで大丈夫なのかというコメントが出たと思うが、私は蒲生干潟あたりで現地調査をしているので、ここに挙げられている環境省のしおかぜ自然環境ログみたいなものでも、必ずしも十分ではないような印象を持っている。例えば、先ほどは動物の例があったが、植物でも年々、年によって発生が違ったりすることがあるので、過去の既存のデータだけで本当に十分な調査ができるのかということに対して、多少懸念を持っている。</p>
事業者 1	<p>よくご存じでいらっしゃるかと思うが、環境省のデータも経年に報告されており、先ほどと少し繰り返しになるが、出現種としては既存のデータでしっかりと把握することができるのではないかと考えている。エリアとして、例えば大気質に対する影響などを検討していく中で、予測・評価のプロセスとしては既存データで賄えるのではないかと考えている。</p>
風間会長	<p>それでは、追加のご意見等があれば、後ほど事務局に提出をお願いする なお、次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。</p>
(審議 2)	
風間会長	<p>次に、審議事項 2 の仙台貨物ターミナル駅移転計画に係る環境影響評価準備書について、事務局から説明をお願いする。</p>
事務局	<p>方法書に対する意見書の提出期間は、3月8日から4月21日までとなつ</p>

	<p>おり、13件の意見書の提出があったと事業者から報告があった。</p> <p>前回審査会以降の指摘事項と対応方針並びに意見の概要及び事業者の見解については、事業者から説明をお願いする。</p>
事業者2	(資料2、当日配付資料について説明)
風間会長	ただいまの説明について委員の皆様からご意見、ご質問をお願いする。
岩谷委員	騒音関係でご対応いただきありがとうございます。
	資料2の1ページの2番の対応方針の中で、①鉄道等の走行についての予測では、電車一本一本の時間に限って算定しているということでおろしいか。
	また、④資材・製品・人等の運搬・輸送についての予測はどうなのか。
事業者2	まず、①について、こちらは現駅で騒音レベルを測定し、それを単発騒音暴露レベルとして算出している。一本一本現駅で測定した結果の平均値の形で用いている。
	④については、いわゆる自動車の走行なので、ASJモデルを使って計算している。
岩谷委員	了解した。
	当日配付資料1ページの4番にある住民等からの意見に関連して、現時点での計画されている取扱量から変化があった場合はどうされるのか。あるいはそういう見込みがないと言えるのかについて、ご回答いただきたい。
事業者2	現時点では、基本的に貨物の取扱量に変化ないと想定している。貨物列車は東北本線を走行する旅客列車の合間に縫って走らせているので、JR貨物単体で本数を増加させるというのは容易ではない。ただし、変化があった場合には適切に事後調査で対応したいと考えている。
岩谷委員	変化があった場合には、市民あるいはこの審査会にご報告いただけるということでおろしいか。
事業者2	事後調査に基づき、仙台市からの指導に基づいて適切に対応してまいりたい。
小林委員	騒音関係で教えていただきたい。現駅でも多分騒音について気にされている住民の方がいるかと思うが、場所が移るだけで騒音レベルは基本的には変わらないという認識なのか、少し何か改善があるのか。
事業者2	先ほど申し上げたとおり、列車本数には基本的に変化ないと想定している。ただし、今回、E&S方式の駅を整備するということで、入換の回数が減る方向になると想定できるので、そういう意味では変わる部分があると考えている。
小林委員	どちらかというと改善する方向だということでよろしいか。
事業者2	入換の回数としては減る方向であると考えている。

山田委員	先ほど水質のところでご回答いただいた件だが、前回、降雨量10ミリ以上のデータがあれば利用したらどうかと指摘をさせていただいたが、趣旨としては、濁水の出やすい状況を最大限予想して、その上での評価をしてほしいということなので、ぜひそのようなデータの拾い方を今後の評価書でしていただければと思う。
事業者2	了解した。
風間会長	私から1つ。 住民の方々から、氾濫を懸念する意見が多く出ているように見える。計画地に降った雨が、防災調整池によってどこかに行くということではなく、今まででは田んぼとして氾濫したときにそこに溜められていた水が全部他の地域に行ってしまうわけである。周辺の水位上昇は数センチぐらいになってしまふと思うが、そういう情報、つまり今までそこに水を引き受けた分がよそに行ってしまうことで、水位がどれくらい上がるか、を示してほしい。わずかな水位上昇だと思うが、住民の方にも理解してもらえるのではないかと思う。
事業者2	了解した。
西條委員	住民の方の懸念で、交通量や道路整備の問題も出ていたと思うが、私もその辺は非常に懸念している。現状でも結構道路の渋滞が多いため、田んぼの中を迂回している一般車もすごく多い。 トラック専用の道路とか出入口の一本化とかの計画をされていると思うが、もう少し具体的にきちんと計画する必要があるのではないか。現状の交通量と車の流れ、それと本事業の供用後の車の流れというのを非常にきめ細かく計画していただく必要があると思う。適切に努力すると書いているが、そのためにはきちんとした計画というのが必要ではないか。
事業者2	適切に関係各所とも調整して対応したいと思う。
風間会長	それでは、追加のご意見等があったら、後ほど事務局にご提出をお願いする。 次回は事務局に答申案を用意していただき、それをもとに議論していただきたいと考えている。
(報告1) 風間会長	【次第4 報告】 次に報告に入る。 仙台市茂庭土地区画整理事業に係る環境影響評価事後調査報告書(第3回) (案)について、事業者より報告をお願いする。
事業者3 風間会長	(資料3について説明) ただいまの説明について、委員の皆様からご質問、ご意見等をお願いする。

小林委員	二酸化窒素のところで少し教えていただきたい。当初 2 地所で予定していた調査が片方だけの調査になったということで、交通量的には予測より少し多くなったのではないかと思う。その中で、予測値に対して約 3 分の 1 に収まった原因は何なのか。
事業者 3	実際に工事現場を見て、工事車両の稼働が思ったほど長くはなかったと感じた。定量的な話ではないが、定性的にはそういう印象を持っている。
山崎委員	今のお話だが、工事車両の台数も多分予測されていたかと思うが、それはどうだったのか。
事業者 3	工事車両の台数自体は予測のとおりだが、実際に機械を動かしている時間帯が連続しているというよりは、結構まちまちだったという印象を持っている。
山崎委員	先ほどの説明の中で事業が 1 年間遅れるということであったが、どのような理由なのか、もし差し支えなければ教えてほしい。
事業者 3	事業が遅れることは、この 5 月ぐらいにはっきりしてきたが、事業を変更するに当たっての手続きに時間がかかり、この秋ぐらいに正式な変更届が提出できそうである。そのため、今回の事後調査報告に反映できなかつたというのが現状である。
風間会長	先ほど事後調査のときに平成 29 年度に、水象、地形、地盤沈下等はやる可能性があるとおっしゃられたが、これは実施してもらわないと困る。
事業者 3	調査時期が後ろにずれる可能性があるということであり、調査をしないということではない。水象に関しては、調整池の完成が今年の秋ぐらいと報告されているので、それ以降の完了してからのモニタリングになる。それから、地形、地質の安定性等についてのモニタリングは、南側の地区の造成工事が今年度いっぱいかかりそうなので、完了してからのモニタリングとなると、時期的に平成 30 年度に入る可能性がある。
風間会長	実施するのであれば問題はない。
事業者 3	実施する。
山田委員	資料 3 の 43 ページ、水質調査の結果について。今回の事後調査の結果、予測結果と比べて、合流後の値が少しオーバーしてしまったということだ。原因はぜひしっかりと探っていただきたい、本事業の影響ではない部分での何か負荷があるのであれば、しっかりとそこを確認していただきたい。
	あとは、こういった合流後のサンプリングというのはそれなりに難しいものがあるって、特に工事なので、幅が出る可能性もある。予測は予測としていろいろな計算上の条件があると思うので、それに見合うサンプリングがしっかりと今回できたのかどうかということは見直していただきたい、その上で

	の評価をお願いしたいと思っている。
事業者3	サンプリングに関して、実際の現場では、本当は流心で採取しなければいけないところがそこまで寄れないということがあって、左岸側のかなり偏ったところでしかサンプリングできていない。予測の単純混合式のように全部混ざっているという状況ではなくて、工事で排水されたものがそのまま左岸側に流れているのを、つまり濃いところを採取しているのではないかという恐れがあり、それが原因ではないかと思う。
山田委員	本当は事前調査の段階でやっておくべきだが、もし可能であれば、左岸側、右岸側がどのくらいの差が出るのかによって混合状態を確認しながら、ぜひ、合流地点をもう少し下流に移すとか検討頂きたい。そうしないと多分これは水の量を観測しているので、いつまでたってもいいデータがとれないことになるのでご配慮いただきたい。
事業者3	了解した。
遠藤委員	28ページの事業工程及び事後調査工程というところだが、平成28年度でナルコスゲの生育状況調査を実施することになっているが、實際には平成29年度になったということか。
事業者3	平成28年度に調査を予定していたが、平成27年度の第2回事後調査でご報告したとおり、その時点で既にナルコスゲが認められない状況にあり、今回もやはり認められなかった。平成29年度にもう一度確認したいと考えている。
遠藤委員	もう1点、今回の説明の中には含まれていなかったのだが、21ページの環境保全措置等の実施状況で、植物のタコノアシ、サンカクイ、オモダカという3種について生息適地の移植をするということだったが、今、この植物は現状どうなっているのか。
事業者3	第1回事後調査でご報告したとおり、先ほどのナルコスゲと同様に、タコノアシ、オモダカはモニタリングに入った時点で、既に認められない状況であった。現状ではサンカクイだけが仮移植地で生育している状況である。
遠藤委員	本移植の時期に関しては、まだ移植地が決まっていないので、28ページの工程表にあるように、造成が終わった後、移植地が確定できたタイミングで移植をし、モニタリングしたいと考えている。
事業者3	工事が遅れるということだったので、その間の管理もきちんとやっていただけたらと思う。
山口委員	了解した。
	地盤沈下のところで、標高既知点から引っ張ってきて地盤沈下調査をしていると思うが、計画地内を既知点として測っているのか。

事業者3	そうである。
山口委員	荷重がどれくらいかかっているかわからないが、計画地内が一緒に沈下している場合には、結構近いのでその変化が出ないのかなと懸念している。
事業者3	実際に計測している地点は荷重がかかるような場所ではなく、組合の管理事務所のある公民館のすぐ脇のところである。特に造成工事等は全くしていない場所である。
山口委員	市民センターのほうの敷地のところなどで、以前に比べて何か変な沈下の跡が見えるとかはないか。
事業者3	目視では確認されていない。
山口委員	もし万全を期するのであれば、計画地内とかではなく、その影響から離れた既知点から持ってきたほうが、そういう影響がないと確実に言えると思うので、そういうことも検討いただければと思う。
風間会長	目視でも構わないと思うので、確認してもらえばいいかもしれない。
事業者3	了解した。そうさせていただく。
風間会長	ほかに意見はないか。
	それでは、この件については以上とする。本日の意見等を今後の事後調査報告書の作成にできる限り反映させるようご配慮願う。
	【次第5 その他】
風間会長	それでは、次第5のその他に移るが、何かあるか。
事務局	事務局から2点。 ・本日の審査案件に対する追加意見は、6月13日（火）まで。 ・次回の審査会は未定。
事務局	【次第6 閉会】 《審査会終了》

平成29年 7月 20日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名 風間 聰

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 遠藤 菜緒子

